

2022年3月14日  
株式会社日本政策金融公庫

## クロスボーダーローンの貸付対象国の拡充について (シンガポールを追加)

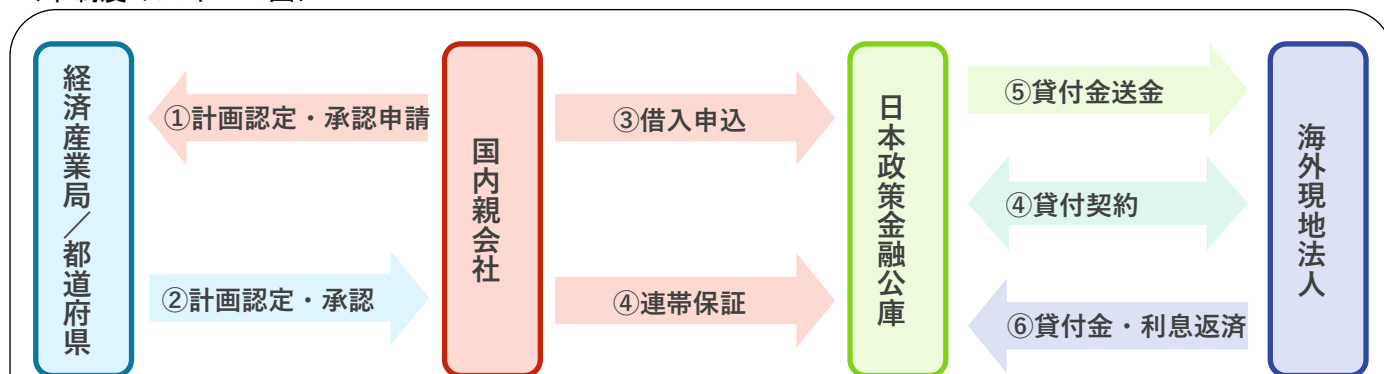
株式会社日本政策金融公庫(略称:日本公庫)中小企業事業は、本日、「クロスボーダーローン」の貸付対象国として、新たにシンガポールを追加しました。

「クロスボーダーローン」は、令和3年1月4日から取扱いを開始した海外現地法人へ直接融資を行う海外展開支援制度です。これまではタイ、ベトナム、香港に所在する海外現地法人を対象としていましたが、シンガポールへの海外現地法人の進出が増加傾向にあること等を踏まえ、今般、中小企業者等の海外展開支援の更なる強化を図るため、貸付対象国に追加するものです。

また本制度は、取扱い開始以降、民間金融機関との協調支援などにも積極的に取り組んだ結果、令和4年2月末時点での支援実績は累計103件となりました。

日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも民間金融機関との一層の連携強化を図り、本制度を活用して海外展開を行う中小企業者等を積極的に支援していきます。

### <本制度のスキーム図>



- ・ 「クロスボーダーローン」は、海外の構造的変化等に適応するために、国内親会社(中小企業者等)と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人に対して、日本公庫が直接ご融資する制度です。
- ・ 本制度の特徴としては、海外現地法人が国内親会社から資金調達(出資受入や借入等)する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化でき、国内親会社の財務体質が改善される点などがあげられます。

## 海外展開・事業再編資金（クロスボーダーローン）の概要

ご利用いただける方 (注1)	次の1、2または3のいずれかに当てはまる方 1 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者(注2)の海外現地法人 2 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人 3 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者またはみなし特定事業者(注3)の海外現地法人
ご利用いただける海外 現地法人の所在国・地域	タイ、ベトナム、香港(注4)、シンガポール
ご利用いただける 通貨	日本円または米ドル
資金のお使いみち	承認等計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	14億4千万円(うち長期運転資金9億6千万円)
利率(年)	基準利率 ただし、中小企業者にも該当する特定事業者の海外現地法人が必要とする資金など一定の要件を満たす場合は、4億円を限度として特別利率③(注5) (注6)
ご返済期間	設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)(注7) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)
保証人	国内親会社(特定事業者またはみなし特定事業者)の連帯保証が必要となります。

(注1) ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要となります。

(注2) 特定事業者：中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める特定事業者。詳細は、日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(注3) 地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。

(注4) 香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。

(注5) 信用リスク、融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。なお、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。

(注6) 米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。

(注7) 米ドルの場合は、貸付期間が15年以内(据置期間2年以内)となります。